



兵庫県中学校部活動地域展開等 ガイドライン

令和8年(2026年)8月
兵庫県教育委員会

目 次

はじめに（策定趣旨）	3
I 本ガイドラインの基本的な考え方	4
1 本県の基本的な方針	
(1) 目的	
(2) 実施期間	
(3) 留意事項	
2 取組名称の変遷とその定義及び地域クラブ活動等の属性	
(1) 地域移行から地域展開への変更背景	
(2) 取組の定義	
(3) 地域クラブ活動等の属性	
II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度	8
1 地域クラブ活動の在り方	
2 地域クラブ活動の認定制度	
(1) 認定制度の概要	
(2) 想定される認定による効果	
(3) 認定要件	
(4) 認定手続き	
(5) 認定されていないクラブの取扱い	
3 問題が発生した場合の対応等	
コラム 1 ～地域クラブ活動の立ち上げについて～	
コラム 2 ～運営に必要な資金の準備と管理～	
III 部活動地域展開等の円滑な推進に当たっての対応	14
1 推進体制の整備	
(1) 地方公共団体の体制整備	
(2) 県・市町の役割分担	
2 地域展開に関する本県の各種課題とその対応	
(1) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備	
(2) 指導者等の質の保障・量の確保	
(3) 活動場所の確保	
(4) 活動場所への移動手段の確保	
(5) 生徒・保護者等の関係者の理解促進	
(6) 生徒の安全・安心確保のための体制整備	

- (7) 障害のある生徒の活動機会の確保
- (8) 適切な活動時間や休養日等の設定

3 地域連携に関する本県の対応

- (1) 基本的な考え方
- (2) 地域連携の実施パターン

4 関係団体・大学・民間企業等との連携

IV 大会・コンクールの在り方 19

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- (1) 大会参加資格要件
- (2) 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等
- (3) 地域クラブ活動への参加の際の学校の出席扱い

2 大会等への参加の引率や運営に関する体制の整備等

- (1) 大会等への参加の引率
- (2) 大会等の運営への従事

V 参考（本県の主な取組） 21

- 1 県独自指導者資格（はばタンコーチ）認定講習会の開催
- 2 日本スポーツ協会公認指導者資格取得費の補助
- 3 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関するガイドライン
- 4 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例
 - ・大会参加申請書（兵庫県中学校体育連盟）
- 5 全日本吹奏楽連盟規定改定（抜粋）
 - ・合同バンド（地域バンドの取扱い含む）
- 6 各種資料

はじめに（策定趣旨）

中学生世代の人口減少に伴う学校の小規模化により、学校部活動を巡る状況は一層厳しさを増しています。将来の子どもたちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障し、多様な選択肢の中で主体的に活動できる環境を整備するためにも、部活動改革の加速は不可欠です。また、地域全体で子供を育てる持続可能な体制の構築や、指導者の質・量の確保、参加する子ども・指導者の安全確保も強く求められています。

令和5（2023）年度からの「改革推進期間」において、各市町等は部活動の地域展開・地域連携に向けた検討や実践を進めてこられました。一方で、地域ごとの実情や課題の違いから、検討や調整に時間を要している市町もあり、それぞれの地域において持続可能な活動環境の実現に向けた取組が進められています。

このような中、文部科学省は令和7（2025）年12月に総合的なガイドラインを策定しました。これは令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までを「改革実行期間」と位置付け、地域の多様な主体の参画による持続可能な活動環境の整備と、休日部活動の更なる地域展開の推進方向を示したものです。

この度策定する「兵庫県中学校部活動地域展開等ガイドライン」は、市町組合教育委員会、学校、地域クラブ活動運営団体、スポーツ・文化芸術活動団体等が、それぞれの実情に配慮しながら、安全・安心な地域クラブ活動の実現に向けて取組を進めるための指針を示すものです。各市町におかれては、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び本ガイドラインを参考としながら、地域の実情に応じた取組を着実に推進していただきたいと考えています。

地域展開・地域連携への移行は短期間で実現できるものではなく、関係する皆様におかれては、日々様々な課題と向き合いながらご尽力いただいていることと存じます。

課題解決に向けては、各地域でこれまで積み重ねてこられた取組を基盤とし、それぞれの地域で実現可能な取組から着実に歩みを進めていくことが大切です。指導者の確保や運営体制の整備、財源面での課題などが生じた際には、新たに設置した「地域クラブサポートセンター」も活用いただきながら、他市町の事例や知見を共有し、それぞれの地域にふさわしい解決策を共に考えてまいります。

子どもたちの未来に向けた持続可能な活動環境づくりに向けて、市町の皆様をはじめ関係する全ての方々と連携しながら、一步ずつ着実に推進していけることを心より願っています。

＜本ガイドラインの対象＞

本ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、国立・私立の中学校等や、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）においても、本ガイドラインの内容も参考に、学校等の実情に応じて必要な取組を進めることが望ましい。

I 本ガイドラインの基本的な考え方

本県の VISION

【休日】 令和 13 年度までに、県内全ての公立中学校部活動において、地域展開をめざす

【平日】 地域の実情に応じた課題を解決しつつ、地域展開を推進する

1 本県の基本的な方針

(1) 目的

生徒の自主的・主体的なスポーツ・文化芸術活動を、地域が主体となり、平日・休日を問わず地域全体で関係者が連携して支えることで、豊かで幅広い活動機会を継続・発展させていく。

(2) 実施期間

令和 8 (2026) 年度～令和 13 (2031) 年度（6 年間）を「改革実行期間」として設定する。

〔前期〕 令和 8 (2026) 年度～令和 10 (2028) 年度（3 年間）

〔後期〕 令和 11 (2029) 年度～令和 13 (2031) 年度（3 年間）

〔中間評価〕 前期の終了時に、改革の進捗状況等について「中間評価」を実施。

(3) 留意事項

【地域の実情に応じた改革】

地域の実情に応じて、「学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施（地域展開）」や「学校部活動をベースとした地域との連携、またその併用（ハイブリッド）」等、地域の実情に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

【地域格差に応じた支援と持続可能な運営体制】

地理的要因や指導者不足といった実情、市町の財政事情等、地域の実情にかかわらず、安定して改革を継続していくために、デジタル技術の効果的な活用、国・県・市町の各種公的支援やきめ細やかな伴走支援等が必要である。また、持続可能な運営の観点から、民間企業・関係団体との連携^{*}や寄付等の活用も有効に組み合わせていくことも重要。

※ 県は令和 8 (2026) 年 1 月に、部活動地域展開に向けた専門性を有する企業・団体が連携した「一般社団法人ブカツ・サポート・コンソーシアム」と、連携協定を締結。地域展開に関して市町が抱える各種課題（人材・施設・運営管理ノウハウ等）への支援体制の整備を進めるものであり、課題解決に向けて積極的な連携・活用を推進。

【生徒の安全安心な活動を保障する体制整備】

各地域クラブ活動における活動時間・休養日の設定や暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保の諸課題について、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底。

※ 県においても、教育委員会内に「地域クラブサポートセンター」を設置し、「一般社団法人ブカツ・サポート・コンソーシアム」との仲介窓口業務を行うとともに、各課題の相談体制の充実を図る。

【受益者負担の適正化と活動機会の保障と支援】

受益者負担の水準については、地方公共団体間で大きなばらつきが出ないように、また家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう配慮が必要。

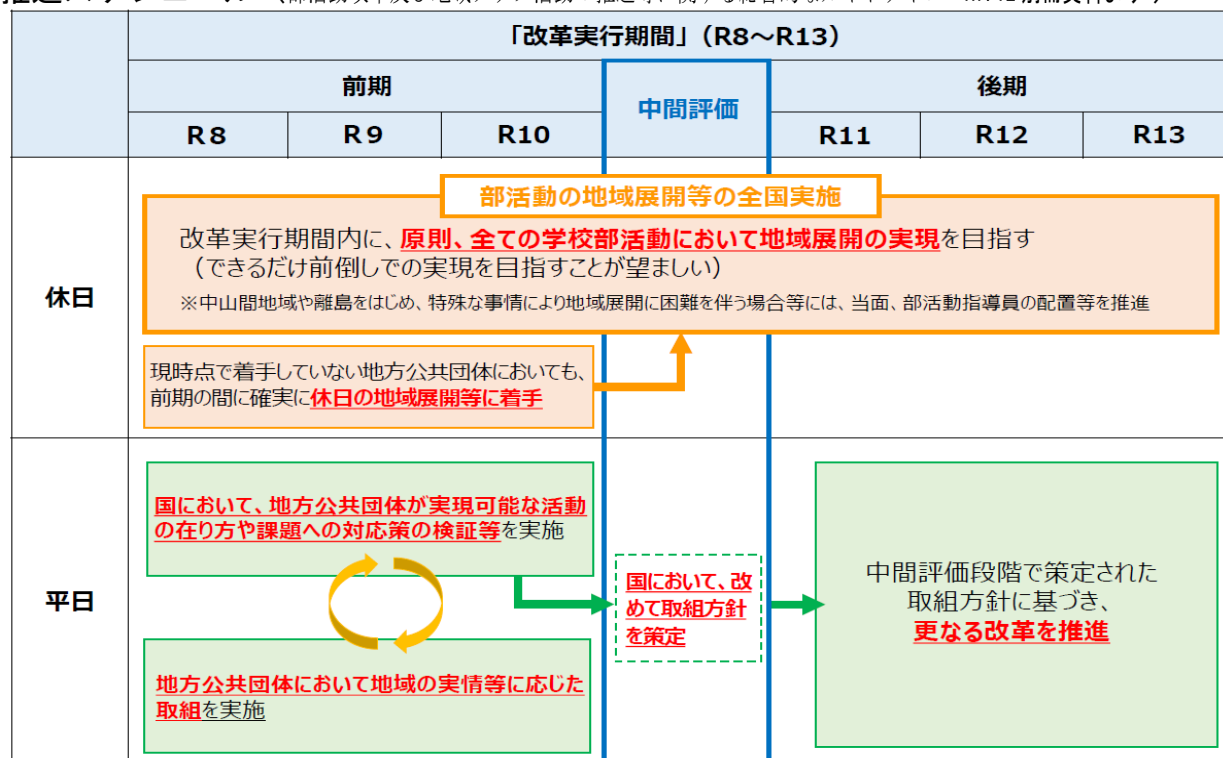
【すべての子どもに対する活動機会の確保】

障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要。

【地域社会の活性化】

地域展開を含めた部活動改革は、兵庫県中学校部活動の生徒のみならず、地域のすべての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげる観点、さらには将来にわたっての地域全体の活性化へつなげる観点が重要。

推進スケジュール（部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン R7.12 別冊資料より）



※本県においても国に準じたスケジュールで改革を推進

2 取組名称の変遷とその定義及び地域クラブ活動等の属性

(1) 地域移行から地域展開への変更背景 (R7.5 国「実行会議」最終とりまとめ)

学校と地域を対立的に捉えるのではなく、従来は学校内で運営してきた活動を地域に開き、地域全体で支える考え方を示すこととする。また、学校部活動の「地域連携」より踏み込み、地域の人的・物的資源（学校施設を含む）を活用して新たな価値を生み、より幅広い活動を可能とする意図から、名称を「地域移行」から「地域展開」へ改めることとする。

変更前(～R7.5)	変更後(R7.5～)
「地域移行」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換	「地域展開」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換
「地域連携」 ※学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施	「地域連携」(変更なし)

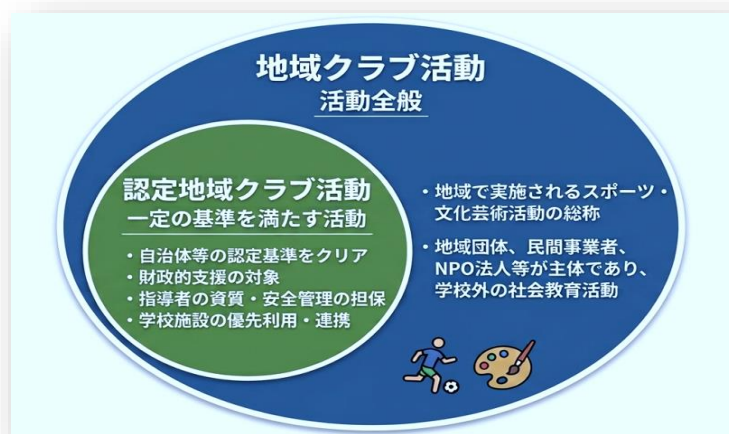
(2) 取組の定義

名 称	定 義
地域展開 (学校管理外)	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。 ※ 地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要。
地域連携 (学校管理内)	学校部活動において地域の人材を活用したり、複数の学校で活動したりすることで、活動を継続すること。
ハイブリッド (展開＋連携)	部活動改革を推進するにあたり、地域の実情により「地域展開」と「地域連携」を併用すること。 【例】休日：地域展開 平日：地域連携 休日は認定地域クラブ活動で活動し、平日は学校で教職員または部活動指導員が学校部活動として指導を行う。

(3) 地域クラブ活動等の属性

項 目	地域クラブ活動	認定地域クラブ活動
定 義	・ 部活動の地域展開により実施される生徒のスポーツ・文化芸術活動。 ・ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることで新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指す。	
実施主体	地域団体・民間事業者・NPO 法人等。	
位置付け	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき活動するクラブ	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、 <u>自治体が認定し</u> 活動するクラブ
認定概要		・ 国ガイドライン(R7. 12)の認定要件・認定手続きに基づき、自治体が生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定する地域クラブ活動。 ・ 競技力向上を主目的とするチーム・スクール等と区別し、活動の質を担保するため国が制度化。 ・ 財政的支援や施設優先利用の対象。
大会参加		<u>自治体に認定されることで大会やコンクールへの参加が可能。</u>
その他	令和8年度から大会等に参加する地域クラブ活動及び認定地域クラブ活動については、当該クラブから出場する生徒に関し、地域クラブ活動の代表者等が在籍中学校の学校長宛てに申請書を提出することなどを通じて、各中学校において生徒把握を行うよう、大会等主催者から依頼している。(P25 参照)	

《地域クラブ活動と認定地域クラブ活動の関係性》



II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

本県の基本スタンス

- ・地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることにより新たな価値を創出
- ・地域クラブ活動は、国が示す部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要

1 地域クラブ活動の在り方

【新たな価値の創出】

競技性や成果のみに偏重するのではなく、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが重要。

【多様な活動機会の確保】

それぞれの実情に応じながら、生徒が身近な地域において多種多様な形態や内容の活動から自主的・自発的に希望する活動に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会を保障することが重要。

2 地域クラブ活動の認定制度

(1) 認定制度の概要

地域クラブ活動を、より安全安心で、かつ継続的に運営するため、ガイドラインに示す認定要件並びに認定手続きに基づき、市町が認定を行い、認定された地域クラブ活動を「認定地域クラブ活動」と呼ぶ。

(2) 想定される認定による効果

- ① 生徒・保護者等に対する、市町によるスムーズな情報提供
- ② 運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 従事を希望する教職員の兼職兼業の積極的な許可

「教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関するガイドライン」（令和8年3月）参照

④ 大会、コンクールへの円滑な参加

- 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟・中学校文化連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。）
- 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）

(3) 認定要件

① 活動の目的・理念

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等）

② 適切な活動時間・休養日の設定

- 平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度までとし、週当たり11時間程度の範囲内とする。
- 週2日以上休養日を設定する。（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日とする）
- 年間や毎月の活動計画（活動日、休養日、大会等）を策定し、公表すること。

③ 参加費等

- 活動の維持・運営に必要な限り低廉な参加費等を設定すること。

④ 適切な指導体制

- 暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底。
（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底）
- 市町が定める研修を受講し登録された指導者による指導。

⑤ 適切な安全管理体制

- 生徒の発達段階や気象条件や天候状態等を考慮した活動、施設・用具等の管理の徹底。
- 緊急時の連絡体制、事故発生時の対応や責任関係等の明確化。
- 怪我等を補償する保険や個人賠償保険等への加入。

⑥ 適切な運営体制の確保

- 運営規約を作成し、関係法令とともに順守した運営の遂行。
- 公正かつ適切な会計処理及び関係者への公表。
- 営利を主たる目的とせず、大会等への参加時にはその運営に協力する。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況に関する情報共有。
- 学校施設の活用や希望する教員による兼職兼業における連絡調整。

(4) 認定手続き（以下の手続き順序は参考例）

- ① 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等をまとめて市町へ提出する。
- ② 市町は申請書等に基づきヒアリングや現地確認を行い、審査の上認定をする。
（市町が運営団体の場合、当該実施主体は認定を受けたものとみなす）
- ③ 認定の有効期限は、各市町で設定する。有効期限にかかわらず、市町は定期的に認定要件の確認を行う。
- ④ 市町は定期的に必要な指導助言を行い、不正があった場合は認定を取り消す。

(5) 認定されていないクラブの取扱い

認定されていない地域クラブ活動においても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

【活動時間・休養日の設定、不適切行為の防止】

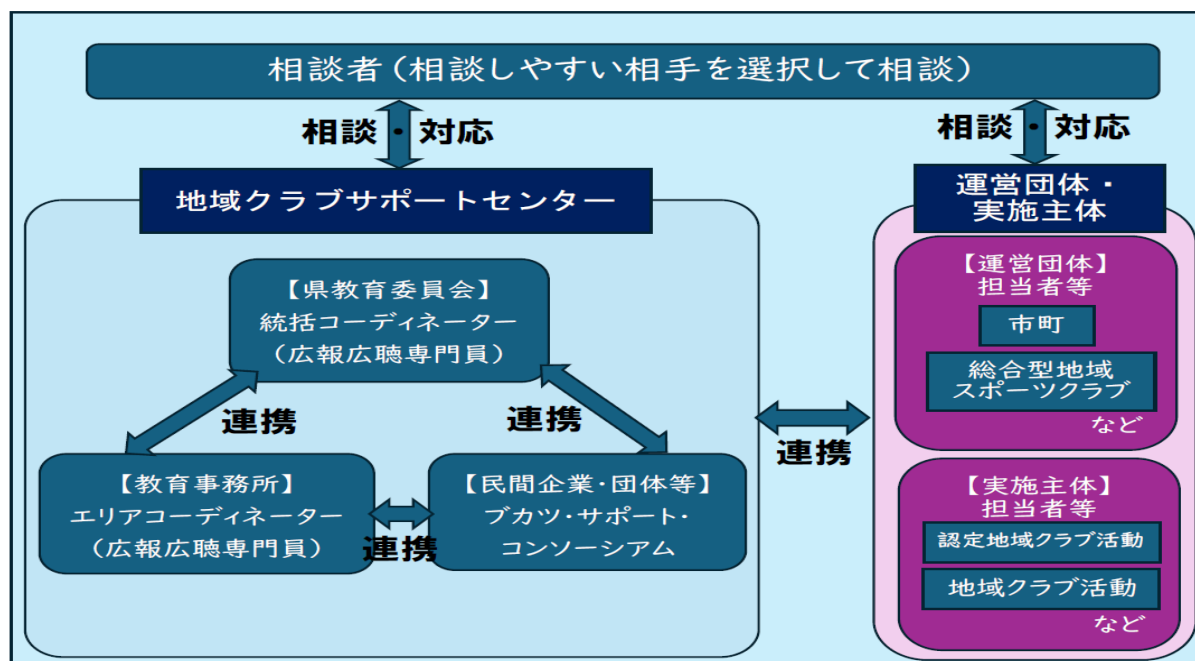
活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性的暴力を含む。以下同じ）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において適切な対応を徹底すること。

3 問題が発生した場合の対応等

兵庫県地域クラブサポートセンター（多様な課題や問題への相談窓口）等を設置することにより相談対応、情報共有や必要な支援調整などを一体的に行うことにより、問題発生への初動対応を強化し安全・安心で適切な活動環境を確保する。

○ 留意事項

- 地域クラブ活動における問題発生時の相談や支援に迅速かつ適切に対応するため、県教育委員会事務局内に「地域クラブサポートセンター」を設置し、各教育事務所、新たに協定を締結した「一般社団法人ブカツ・サポート・コンソーシアム」参画団体及び地域クラブの運営団体・実施主体と連携し、相談対応、情報共有、必要な支援調整などを一体的に行う。これらにより、問題発生への初動対応を強化し安全・安心で適切な活動環境を確保する。
- 地域クラブ活動において指導者が、暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を行った事実が確認された場合には、再発防止のため。厳格な処分を行う。
具体的には、運営団体による「活動団体の認定取り消し」や日本スポーツ協会等による「指導資格のはく奪」など、事案の内容に応じた厳正な措置を講じ、生徒の安全と安心を最優先に対応する。



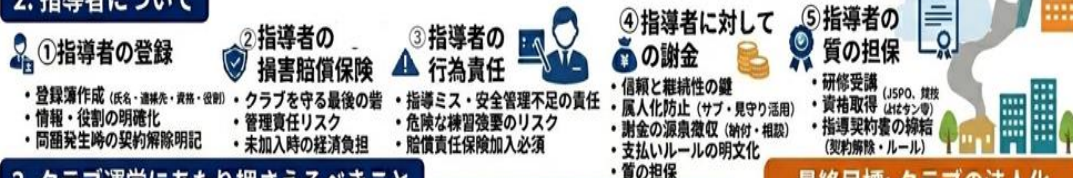
E-mail:
support_chiikiclub@pref.hyogo.lg.jp

地域クラブ立ち上げの道しるべ ～『任意団体からのスタート』～

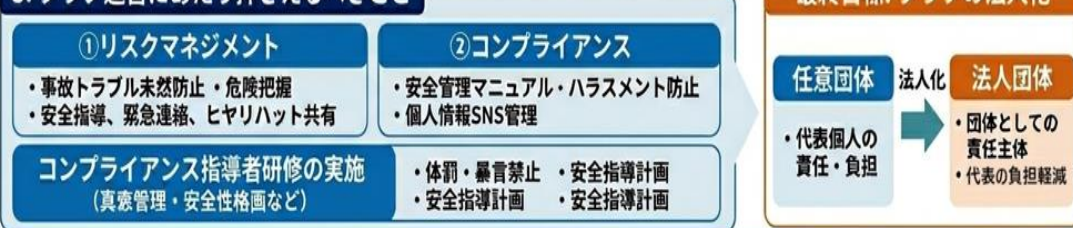
1. クラブの立ち上げの道筋



2. 指導者について



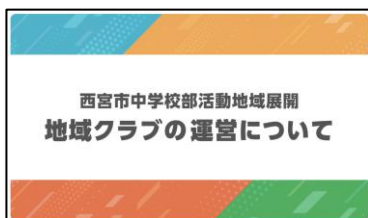
3. クラブ運営にあたり押さえるべきこと



参考資料

【プレみや】西宮市中学校部活動地域展開に関する動画

<https://www.youtube.com/watch?v=MhkRpzXGNyc>



クラブ運営に必要な資金の準備・管理するためのチェックポイント

① チェックポイント

① 収支計画を立てる



② 参加費を決定する



③ 参加者等の支援制度の行政との連携



支援制度・連携

④ 外部資金を獲得する



⑤ 適切な経理事務を行う



② 報酬の支払いと源泉徴収の流れ

① クラブの役割（報酬の支払いと源泉徴収）



- ・報酬を支払う
- ・源泉所得税を引く



報酬（給与）



源泉徴収

（指導者・スタッフ謝金から税金を引く）

② 指導者・スタッフ



- ・報酬を受け取る
- ・確定申告できる



受け取り



源泉徴収票



正しく納付完了

追加納税
還付

※ミスなく引き、国へ納付する

■ その他のクラブに関する税金のパターン

① 利益が出たとき

利益
利益

※利益が出たら税金

② 売上（収入）に対して



売上



消費税



※売上にも税金（消費税）

① 指導者・スタッフ謝金から源泉する。② 所管の税務署と相談する。

まとめ ③ クラブが支払う可能性のある税金についても知る。

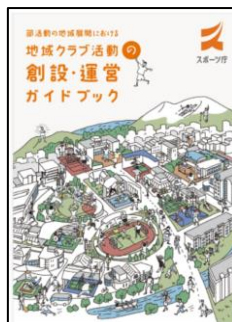
参考資料

国税庁「源泉徴収のしかた」
(令和8年版)

https://www.nta.go.jp/publication/pam/ph/gensen/shikata_r08/pdf/00.pdf



スポーツ庁 部活動の地域展開における
「地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック」



https://www.mext.go.jp/sports/content/20260325-spt_oripara-000048484_01.pdf



Ⅲ 部活動地域展開等の円滑な推進に当たっての対応

本県の基本スタンス

- ・ 県・市町の役割を示し取組を進めていくことが重要
- ・ 市町において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となった取組を推進

1 推進体制の整備

(1) 地方公共団体の体制整備

【関連部署との一体的な取組】

県及び市町は、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要。

【推進体制の整備】

県及び市町は、地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。

【情報共有・連絡調整】

県及び市町は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等についてわかりやすく周知することが重要。

(2) 県・市町の役割分担

県	【広域自治体としてリーダーシップを発揮】 ① 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知。 ② 市町の取組状況の把握及び伴走支援・指導助言等を実施。 ③ 一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を実施。
市町等	【改革の責任主体として、地域展開等の円滑な実施】 ① 関係者との連携・協働の下、包括的な企画・調整を実施。 ② 地域クラブ活動の位置付け（地域クラブ活動の認定等や運営団体等への支援・指導助言等の実施）。 ③ 地域クラブ活動の円滑な実施に向けた具体的な対応。（指導者/活動場所/移動手段の確保等、学校との連携、財源の確保等）
地域クラブ活動 （運営団体・実施主体）	【安全・安心で持続可能なクラブ活動を実施】 ① 「運営団体」は各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ② 「実施主体」は運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。

2 地域展開に関する本県の各種課題とその対応

(1) 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

- 地域全体で連携体制の整備。(市町と関係団体の連携・協働、学校との連携)
- 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成。
- 組織体制・財政基盤の整備。
- I C T活用による運営業務の効率化。
- 経済的困窮世帯へ参加費(保険料)補助。

(2) 指導者等の質の保障・量の確保

- 多様な人材の発掘・マッチング配置。(人材バンクの設置・運用、大学生の活用)
- 適切な資格・能力の保障、人材育成。(研修会・公認指導者資格取得推進)
- 平日(学校部活動)と休日(地域クラブ活動)の一貫指導。
- はばたんコーチ認定講習会の実施。(V参考参照)
- J S P O公認指導者の育成。(V参考参照)
- 教職員の兼職兼業の制度整備。

(3) 活動場所の確保

- 学校施設の有効活用。(市町の理解協力)
- 認定地域クラブ活動の優先利用・使用料減免。
- 活動場所の管理運営の効率化。(I C T活用、指定管理者制度活用)
- 関係団体・大学・民間企業等との連携。(フカツ・サポート・コンソーシアムの活用)
- 地域クラブサポートセンターの活用。

(4) 活動場所への移動手段の確保

- 既存車両の有効活用。(スクールバスやスポーツ団体のマイクロバス等)
- 地域公共交通との連携。(ダイヤ見直し、利用料補助、ライドシェア活用等)
- 多様な政策分野との連携・協働等。(介護・福祉・医療等)
- 民間企業等との連携。(フカツ・サポート・コンソーシアムの活用)

(5) 生徒・保護者等の関係者の理解促進

- 学校と連携した体験会・説明会、動画・チラシ等の細かく効果的な情報提供。
- 兵庫県シンポジウムの開催、ホームページの活用。

(6) 生徒の安全・安心確保のための体制整備

- 事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめの防止。(指導者・保護者・生徒等への研修等、組織的な体制整備、相談窓口の活用促進等)
- 事故や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化。
- 生徒及び指導者の保険への加入。(傷害保険+賠償責任保険)
- 関係団体・大学・民間企業等との連携。(フカツ・サポート・コンソーシアムの活用)
- 地域クラブサポートセンターの構築。

(7) 障害のある生徒の活動機会の確保

- 障害のある生徒の参加を想定した地域クラブ活動の体制づくり。
- 多様な地域の関係者の参画。(障害者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施業者等)
- 新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供。
- 障害者対応指導ツール・ハンドブック等を活用した指導者資質・能力の向上。

(8) 適切な活動時間や休養日等の設定

【部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン (R7.12)】

[休 養 日] 週 2 日以上の休養日を設定すること。

[活動時間] 1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。
その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

[そ の 他] 長期休業中に一定期間の休養日を設定すること。

【休養日等の設定】

- 地域クラブ活動については、指導者や活動場所の確保等の解決すべき課題や定期的に活動が行えない特殊性を考慮し、「いきいき運動部活動（4 訂版）」（平成 30(2018)年 9 月）を原則としつつも、生徒の健やかな心身の発達・発育を阻害しないことを条件に、休養日・活動日を上記範囲で柔軟に設定することとする。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や、複数の地域クラブ活動または学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を 11 時間程度の範囲内とする必要がある。
- 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町等共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

【その他】

- 将来的には平日も含めて地域展開をめざすことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも 1 日以上休養日を設ける。
- 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。今後、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週 2 日以上休養日が設けられ、生徒・指導者に過重な負担とならない体制が整えば、平日の活動を週 3 日以内に抑えつつ休日に 2 日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

3 地域連携に関する本県の対応

(1) 基本的な考え方

学校部活動の地域展開を進めるにあたり、実施主体や指導者の確保に課題を抱える市町も少なくありません。このため、当面の間は学校部活動の枠組みを維持しつつ、生徒の活動機会を確保する「地域連携」を活用することは、円滑な地域展開への移行を図る上で有効な手法となります。

各市町においては、地域の状況や人材確保の見通し等を踏まえ、地域連携を適切に活用しながら、段階的に地域展開へとつなげていく現実的な進め方についてご検討ください。

(2) 地域連携の実施パターン

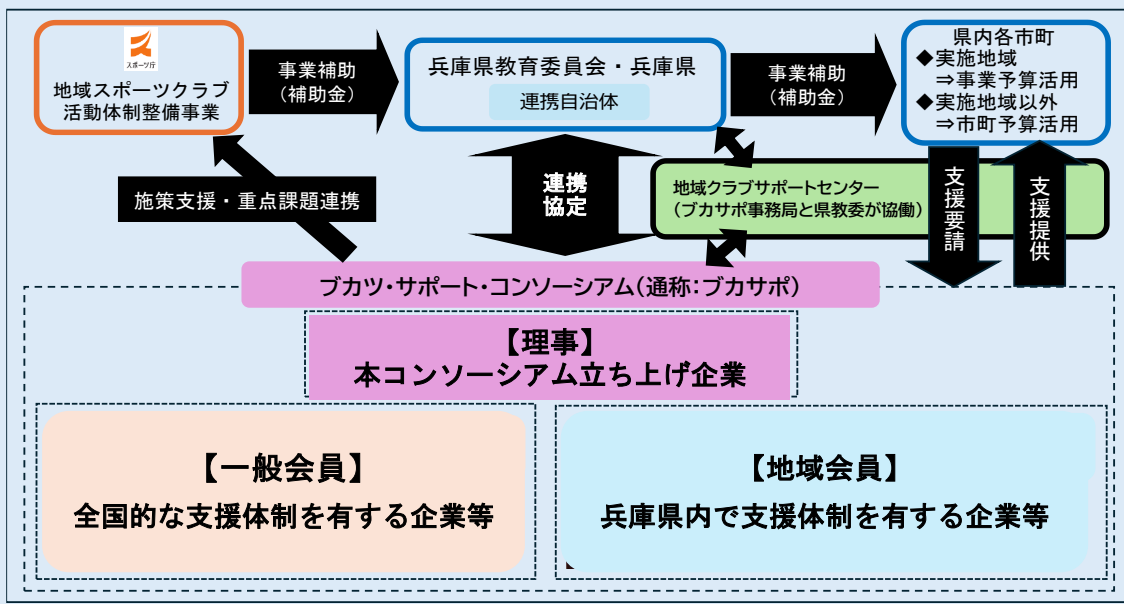
実施パターン	形態	メリット	共通の課題
部活動指導員配置方式 【単独校配置型】	◆教育委員会が任用した部活動指導員を各校に配置する方式。	◆学校部活動の既存体制で実施が可能。 ◆学校管理下で実施でき、保護者からの信頼もある。	◆指導者となる人材の確保が難しい。 ◆予算面の問題からすべての部活動に対しての配置が難しい。
合同部活動・拠点校方式 【種目集約型】	◆教育委員会が主導し、各種目を拠点校・合同部活動に指定して実施。 ◆教育委員会が任用した部活動指導員を各校に配置する。	◆学校部活動の既存体制で実施が可能。 ◆学校管理下で実施でき、保護者からの信頼もある。	
市町組合連携方式 【広域連携型】	◆近隣市町組合との連携による活動機会の確保。 ◆任用した部活動指導員を共用して配置し、活動場所や指導者の提供を広域的に行う。	◆学校部活動の既存体制・学校管理下での実施による保護者からの信頼を維持できる。 ◆関係市町組合のスポーツ協会等を巻き込むことにより、新たな受け入れ団体（将来の地域クラブ等）の設置も可能となる。	

4 関係団体・大学・民間企業等との連携

部活動改革を円滑に進めるためには、地方公共団体が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要。

「一般社団法人ブカツ・サポート・コンソーシアム」との連携

地域展開における各市町の課題を支援する専門性を有する民間企業や関係団体等から組織された「一般社団法人ブカツ・サポート・コンソーシアム」との連携協定を締結（R8.1）



IV 大会・コンクールの在り方

本県の基本スタンス

- ・ 地域クラブ活動等の各種大会への参加促進
- ・ 持続可能で効率的な運営の在り方の検討

1 生徒の大会等の参加機会の確保

(1) 大会参加資格要件

大会主催者は、参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームの参加をさらに促進する。特に認定地域クラブ活動については、国や県が示した要件に基づき市町が認定した公的な性質を有する活動であり、円滑な参加に向けた環境を確保することが必要。

市町またぎの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の市町等にある場合）も大会参加等が可能となるよう検討が必要。

(2) 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等

大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、市町において支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施するよう努めること。

(3) 地域クラブ活動への参加の際の学校の出席扱い

地域クラブ活動の位置付けを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する生徒と同様に地域クラブ活動から参加する場合の「出席の扱い」について検討が必要。

2 大会等への参加の引率や運営に関する体制の整備等

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教職員以外の者が担うことを原則としつつ、やむを得ず教職員が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教職員の負担が過度とならないよう配慮すること。

地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として地域クラブ活動の指導者等が担うこと。

- 上記の対応を促進するため、県・市町等・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施すること。

(2) 大会等の運営への従事

- 大会等の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教職員に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進すること。併せて、大会等の主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討すること。
- 大会等の運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施すること。
- 地域クラブ活動の指導者が大会運営に従事する場合、大会運営業務に係る謝金は地域クラブ活動の指導者謝金には含まれないため、別途、大会主催者側で費用負担について検討する必要がある。

V 参 考

1 県独自指導者資格（はばタンコーチ）認定講習会の開催

地域クラブ活動に関わる全て指導者を対象に、事故や暴力・暴言等の不適切行為やいじめ等を防止し、安全で効果的な指導に関する講習会を開催する。講習会受講完了者には、「はばタンコーチ」の認定証を付与し、県教育委員会管理の人材バンクに指導者登録を行う。

県独自の指導者（はばタンコーチ）認定講習会の開催

【会 場】

県内6ヵ所

【内 容】

学校部活動の意義、ハラスメント
防止、安全管理等

【日 程】

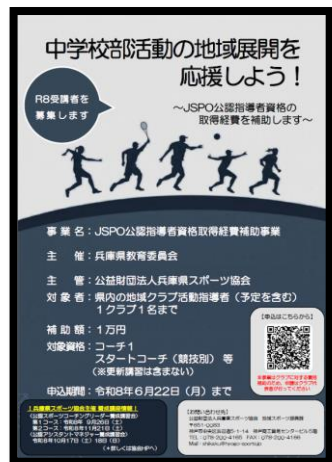
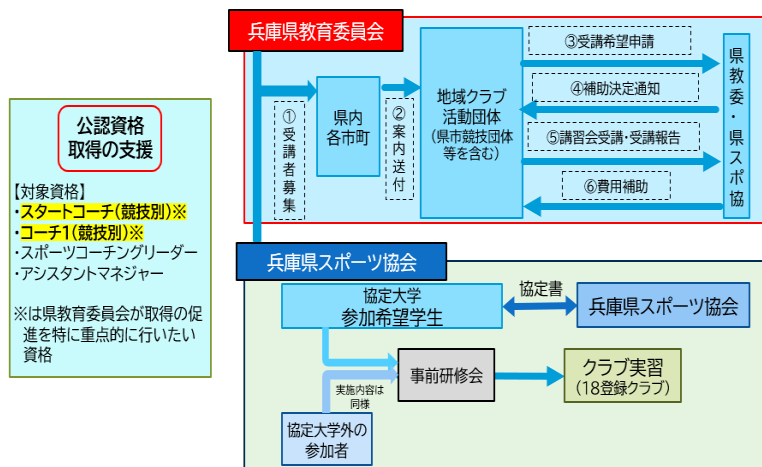
8月～10月



2 日本スポーツ協会公認指導者資格取得費の補助

生徒が近畿大会以上の大会に参加するために、指導者に必須となる資格の取得費を補助するとともに、専門性の高い指導者を育成

JSPO 公認指導者資格取得経費補助事業



3 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関するガイドラインの策定（兵庫県）

- ・ 国が示す「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を参酌し、「教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関するガイドライン」を作成
- ・ 市町組合教育委員会および学校関係者が検討・運用を行う際の参考となるよう、基本的な考え方を整理したもの

【ガイドラインの一部抜粋】

時 期	方向性	サービスの取扱い（一例）
学期中の 平 日 【勤務時間内】	学期中の平日の勤務時間内に教職員が地域クラブ活動に従事する場合については、公立学校教職員としての業務を最優先とし、教育活動及び校務分掌に支障が生じないことを前提とする。	「兼職兼業」の許可については、原則として「不可」とする。 ◆ 勤務時間内に地域クラブ活動を行うことを目的とした兼職兼業についてはその申請を許可しない。 ◆ ただし、公式大会等において、運営役員、審判、競技役員等として従事する場合については、業務の公共性や教育的意義等を踏まえ、例外的に「職務専念義務の免除」を許可することができる。
長期休業中の 平 日 【勤務時間内】	長期休業中であっても、平日の勤務時間内に教職員が地域クラブ活動に従事する場合については、公立学校教職員としての業務を優先することを基本とする。その上で、服務監督教委及び学校において、教育活動への影響等をふまえ、適切な対応を検討し、判断するものとする。	
学期中及び 長期休業中の 平 日 【勤務時間外】	学期中及び長期休業中の平日の勤務時間外において教職員が地域クラブ活動に従事する場合については、当日または翌日の業務の遂行に支障が生じないことを前提とする。	「兼職兼業」の許可については、原則として「可能」とする。 ◆ 勤務時間外に地域クラブ活動に従事することは、申請に基づき兼職兼業として許可することができる。 ◆ ただし、兼職兼業の許可にあたり、適切な労務管理を行う必要がある。 （例：長時間労働の防止、健康管理、本務への影響確認 等）
休 日	休日に教職員が地域クラブ活動に従事する場合については、業務に支障を及ぼすおそれがない限り、原則として問題はないものとする。	「兼職兼業」の許可については、原則として「可能」とする。 ◆ 休日に実施される地域クラブ活動については、申請に基づき兼職兼業として許可することができる。 ◆ ただし、勤務日ではない場合であっても、教職員の健康保持や長時間労働を避ける観点から、適切な労務管理を行う必要がある。

4 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例

令和8年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について

兵庫県中学校体育連盟

令和8年3月18日

地域クラブ活動

学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障を担い、競技性や成果のみに偏重しない、広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしないスポーツ活動を示し、この特例においては以下の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）を想定している。

- ・市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」
- ・それ以外の「地域クラブ活動」〈その他の団体〉

1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

(1) 参加資格

ア 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、兵庫県中学校体育連盟（地区予選が生じる競技の場合は、兵庫県内各地区中学校体育連盟を含む）に参加を認められた生徒であること。

イ 参加を希望する生徒および地域クラブ活動が以下の条件を具備すること。

- (2) 兵庫県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し尊重していること。
- (3) 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
- (4) 兵庫県内の中学校に在籍している生徒であること。
- (5) 地域クラブ活動にあっては、指導者資格を有する20歳以上の指導者のもと、兵庫県内で日常継続的に適切な指導が行われていること。指導者資格については、各競技部細則を遵守すること（教員免許取得者や市町組合が定める研修を受講し、登録された指導者を除く）
- (6) 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和7年12月22日スポーツ庁・文化庁・文部科学省発出）を遵守していること。
- (7) 登録について
ア 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）兵庫県スポーツ協会加盟競技団体に登録していること。
イ 兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に申請し、兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。
 - ・新中学2・3年生は令和8年3月30日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。
 - ・申請後、地域クラブ活動に移籍（入団）した選手は当該年度における大会の原則、出場は認めない。（ただし、県中体連加盟登録が抹消となる学校部活動からの移籍（入団）はこの限りでない。）
- (8) 同一大会において、同一人が複数チームの引率者・監督・コーチとなることはできない。
- (9) 競技部ごとに定められた細則に合致していること。
- (10) 市町教育委員会または学校長が求める場合は、地域クラブ活動から出場する旨を在籍校へ申し出ていること。

2 兵庫県中学校体育連盟主催大会に参加する場合の留意事項

- (1) 大会に出場するすべてのチームは大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (2) 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、必ず申請書に記載の指導者が生徒を引率・監督すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等（スポーツ安全保険等）に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めは適用外とする。
- (3) 大会開催に要する経費や運営等の人的負担については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (4) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとし、複数チームの参加はできない。
- (5) 地域クラブ活動と地域クラブ活動、部活動と地域クラブ活動等の合同チームについて原則、参加を認めない。
- (6) 市町組合を跨ぐチームにおいては、競技生や成果のみに偏重しないこと。

3 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を剥奪する。大会参加後に発覚した場合は、大会結果についても同様の措置とする。
- (2) 市町組合が認定等を行った「認定地域クラブ活動」については、参加認定申請を原則随時受け付けることとする。
- (3) 前年度までに参加認定を受けた団体も毎年申請を行い、承認を得る必要がある。
- (4) 参加資格の特例については、兵庫県内各市町における中学校部活動の地域展開等進捗状況等を踏まえ、県常任理事会・理事会において改訂することができる。

※1 この特例は、令和8年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

【新旧対照表】 令和8年度 兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について

新	旧	備考
1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件 (6)『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和7年12月22日スポーツ庁・文化庁・文部科学省発出）を遵守していること。 (7) 登録について イ 兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に申請し、兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。 ・新中学2・3年生は令和8年3月30日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。	1 兵庫県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件 (6)『学校部活動改革及び新たな地域クラブ活動の在り方推進等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁・文部科学省発出）の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。 (7) 登録について イ 兵庫県中学校体育連盟が定めた期間内に申請し、兵庫県中学校体育連盟に認定されていること。 ・新中学2・3年生は令和8年2月末日まで、新中学1年生は同年5月末日までを申請期間とする。	変更

【新旧対照表の主なポイント】

- ・改革が進み、休日の活動体制が整ってきた場合は、週11時間以内の活動時間・週2日以上 of 休養日を確保すれば、平日3日以内、休日に2日連続で活動といった柔軟な組み合わせも可
- ・特例変更に伴う申請期間の猶予を設ける

「Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度」 地域クラブ活動に関する認定制度における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項 別紙1	「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	備考
②適切な活動時間や休養日が設定されていること ＜確認事項＞ 抜粋 ○生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること ※1 ※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。 ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。	(5)適切な休養日等の設定 抜粋 ア 学校の学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。 （平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。	変更

【参考】様式5（県中体連関係）

(様式5)

令和8年度 兵庫県中学校体育連盟 大会参加申請書

令和 年 月 日

中学校長 様

競技名 _____

団体名 _____

代表者名 _____

校長 敬啓 敬請 謹言 _____

下記生徒が兵庫県中学校体育連盟主催大会へ参加することを報告します。

参加する大会名 (○を入れ、必要事項を記入する)	兵庫県中学校総合体育大会		
	〔 _____ 〕県・地区・市・町 大会より出場します。		
	最初に出場する大会は ○月○日(○)です。		
	兵庫県中学校新人種目別大会		
	〔 _____ 〕県・地区・市・町 大会より出場します。		
	最初に出場する大会は ○月○日(○)です。		
参加する競技			
参加する生徒名	年	組	
参加する生徒の保護者名			
参加する団体名			
団体代表者名			
遵守事項	・学校外での活動であることをふまえ、別途傷害保険に加入し、 万全の事故対策を行います。 ・大会要項に基づき、大会運営上、必要な事項に協力します。		

各競技部が指定する期日（必要）までに出場する生徒の所属校へ提出すること。

※ 令和8年度から県中体連主催大会に参加する「地域クラブ活動」及び「認定地域クラブ活動」に対して、県中体連は当該クラブから出場する全ての選手について、地域クラブ活動の代表者等から在籍中学校の学校長宛てに様式5（上記申請書）を提出するよう求めている。これにより、各中学校において、地域クラブ活動所属選手（県中体連主催大会参加者）の把握に努めるよう依頼している。

5 全日本吹奏楽連盟規定（改定抜粋）

＊ 改訂部分のみ掲載していますので、必ずそれ以外の規定についても全日本吹奏楽連盟ホームページにてご確認ください。

1. 実施規定の改定について（2026年3月20日改定、4月1日施行）

小学生バンドフェスティバル第7条

②合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。
- イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
- ウ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

中学生の部（コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト）第7条

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園、合同バンド及び地域バンドに所属する小学生※1の参加は認める。）

②合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。中学生と小学生の合同バンドを認める。
- イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。
- エ 都道府県や市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

高等学校の部（コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト）第7条

②合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

- ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。
- イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

（2026年度 諸規定集【兵庫県吹奏楽連盟】 抜粋）



6 各種資料

ガイドライン

- ・部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～ 含 別冊資料
(R7.12 文部科学省・スポーツ庁・文化庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm



教職員等の兼職兼業について

- ・教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関するガイドライン
(R8.3 兵庫県)

- ・公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について
(手引き) (R5.1 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf



その他

- ・部活動改革ポータルサイト (スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



- ・文化庁活動改革 (文化庁)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>



- ・障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック
(R7.5 スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm

